

浜松市規則第 26 号

浜松市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

浜松市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（令和 4 年浜松市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="288 528 687 618"><u>浜松市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p data-bbox="245 645 325 678">(趣旨)</p> <p data-bbox="202 705 783 902">第 1 条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>(平成 14 年法律第 78 号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="229 929 783 1019">(除却の必要性に係る認定申請に係る添付書類)</p> <p data-bbox="202 1046 783 1301">第 2 条 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>(平成 14 年国土交通省令第 116 号。以下「省令」という。) <u>第 49 条第 1 項第 3 号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p data-bbox="234 1328 783 1637">(1) 申請に係るマンションが <u>法第 102 条第 2 項第 1 号</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類の写し又はこれに類するものとして市長が別に定めるもの</p> <p data-bbox="234 1664 368 1697">(2) (略)</p> <p data-bbox="202 1724 783 1870">2 省令 <u>第 49 条第 1 項</u>の規定にかかわらず、同項に規定する申請書には、同項第 2 号に規定する構造計算書を添えることを要しない。</p> <p data-bbox="229 1951 783 2040">(容積率の特例に係る許可申請に係る添付書類)</p>	<p data-bbox="895 528 1294 618"><u>浜松市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p data-bbox="852 645 932 678">(趣旨)</p> <p data-bbox="809 705 1390 902">第 1 条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>(平成 14 年法律第 78 号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="836 929 1390 1019">(除却等の必要性に係る認定申請に係る添付書類)</p> <p data-bbox="809 1046 1390 1301">第 2 条 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>(平成 14 年国土交通省令第 116 号。以下「省令」という。) <u>第 76 条の 25 第 1 項第 3 号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p data-bbox="845 1328 1394 1637">(1) 申請に係るマンションが <u>法第 163 条の 56 第 2 項第 1 号</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類の写し又はこれに類するものとして市長が別に定めるもの</p> <p data-bbox="845 1664 979 1697">(2) (略)</p> <p data-bbox="809 1724 1390 1924">2 省令 <u>第 76 条の 25 第 1 項</u>の規定にかかわらず、同項に規定する申請書には、同項第 2 号に規定する構造計算書を添えることを要しない。</p> <p data-bbox="836 1951 1390 2040">(容積率等の特例に係る許可申請に係る添付書類)</p>

浜松市規則第26号

第3条 省令第52条第1項の規則で定める
図書又は書面は、次の表に掲げるものとする。

(表略)

第3条 省令第76条の30第1項の規則で
定める図書又は書面は、次の表に掲げるものとする。

(表略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、題名を浜松市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則に改めるとともに、引用条項の整理を行うほか、所要の整備を行うものです。